管理業務主任者の皆様へ

マンション管理適正化法の概要（2）

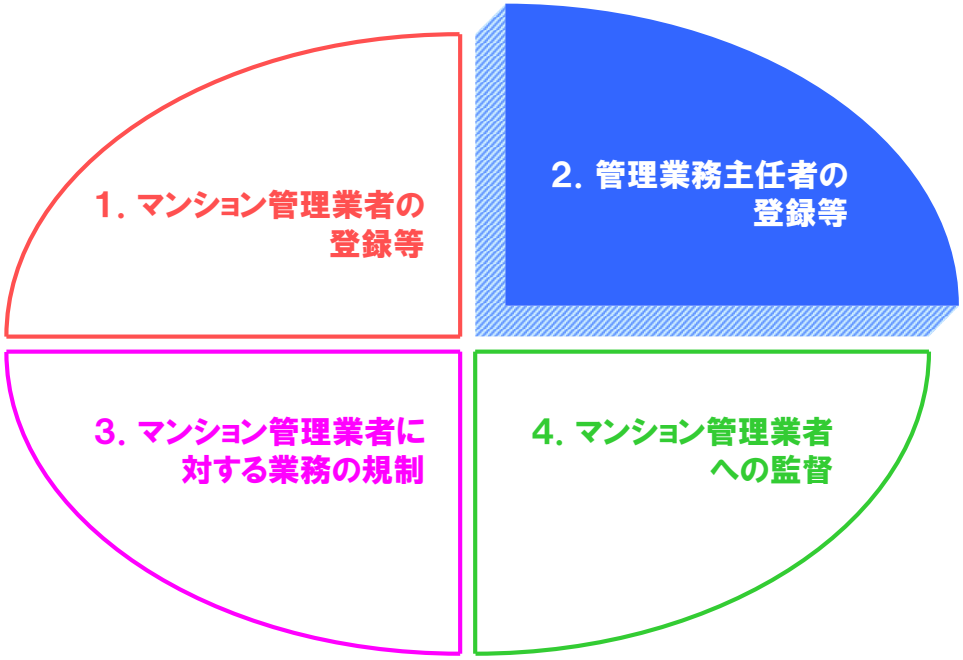

国土交通省　中国地方整備局
建政部　建設産業課

２－①　管理業務主任者登録・管理業務主任者証交付等

管理業務主任者の登録

◇管理業務主任者試験に合格した方で、２年以上の実務経験有する方又は同等以上の能力※を有する方は、国土交通大臣の登録を受けることができます。（法第５９条第１項）
◇ただし、法第５９条第１項第１号～第６号に掲げる欠格要件に該当する方は登録できません。

※同等以上の能力とは？（法第２条第７号）
・一般社団法人マンション管理業協会が実施する「登録実務講習」の受講　ほか

登録事項の変更

◇登録事項に変更があったときは、遅滞なく届け出なければなりません。（法第６２条）
◇既に交付を受けている方で、氏名の変更を伴う場合は、管理業務主任者証の再発行が必要です。
◇住所変更に係る変更届出書は、変更後の住所地を所管する地方整備局へ提出してください。

管理業務主任者証の交付（新規）

◇管理業務主任者登録を受けている方は、管理業務主任者証の交付を申請することができます。（法第６０条第１項）
◇申請日前６ヶ月以内に実施される「交付講習」を受けなければなりません。
　ただし、試験合格日から１年以内に交付を受ける方は当該講習を免除されます。（法第６０条第２項）
◇管理業務主任者証の有効期間は５年です。（法第６０条第３項）

管理業務主任者証の交付（更新）

◇更新を受けようとする方は、交付申請書を提出しなければなりません。（法第６１条）
◇有効期間満了日前６ヶ月以内に実施される「交付講習」を受けなければなりません。

2－② 管理業務主任者試験・講習等

管理業務主任者試験

◇国土交通大臣より指定を受け、一般社団法人マンション管理業協会が実施しています。
◇試験の主な内容は以下のとおりです。
・管理事務の委託契約に関すること。
・管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関すること。
・建物の附属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関すること。
・マンションの管理の適正化の推進に関する法律に関すること。（マンション管理士試験合格者は免除）
・その他、管理事務の実施に関すること。

登録実務講習

◇国土交通大臣より指定を受け、一般社団法人マンション管理業協会が実施しています。
◇講習の名称「管理業務主任者資格登録に係る実務講習」。
◇国土交通大臣が定める実施要領（平成13年8月1日告示第1281号）に従い実施されます。
（中国地方以外の開催については、本省ＨＰで他の実施機関もご案内しています。）

交付講習

◇国土交通大臣より指定を受け、一般社団法人マンション管理業協会が実施しています。
◇講習の名称「管理業務主任者証の交付に係る講習」。
◇国土交通大臣が定める実施要領（平成13年8月1日告示第1282号）に従い実施されます。
（中国地方以外の開催については、本省ＨＰで他の実施機関もご案内しています。）

試験・講習の日程および申込み等について

日程の確認および申込み等は、一般社団法人マンション管理業協会へご確認下さい。

一般社団法人　マンション管理業協会　中国四国支部
〒730-0073　広島県広島市中区中町9-12
電話：082-247-1830　ホームページ：https://www.kanrikyo.or.jp/

2－③ 管理業務主任者登録（変更）の流れ

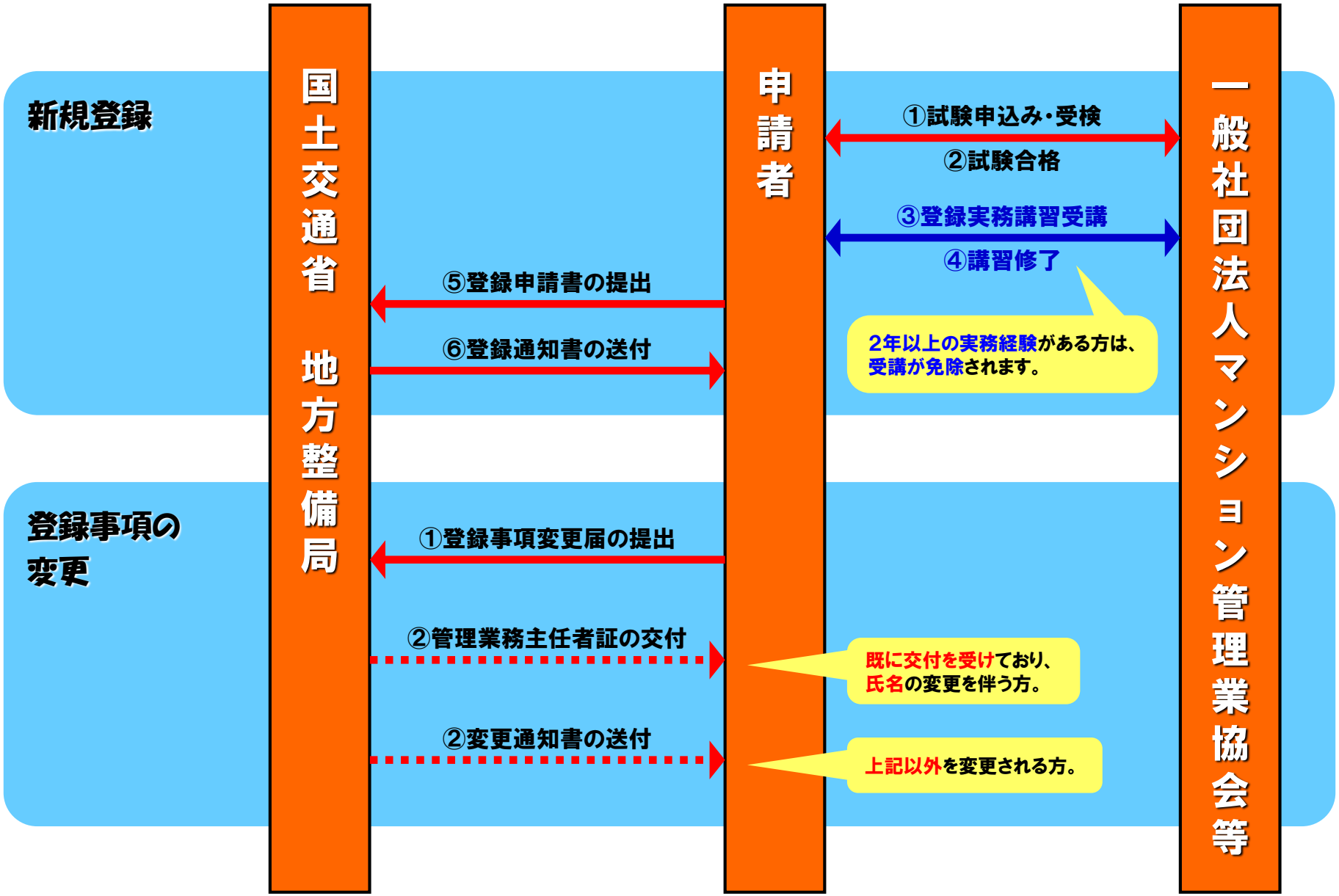

2－④　管理業務主任者証交付の流れ

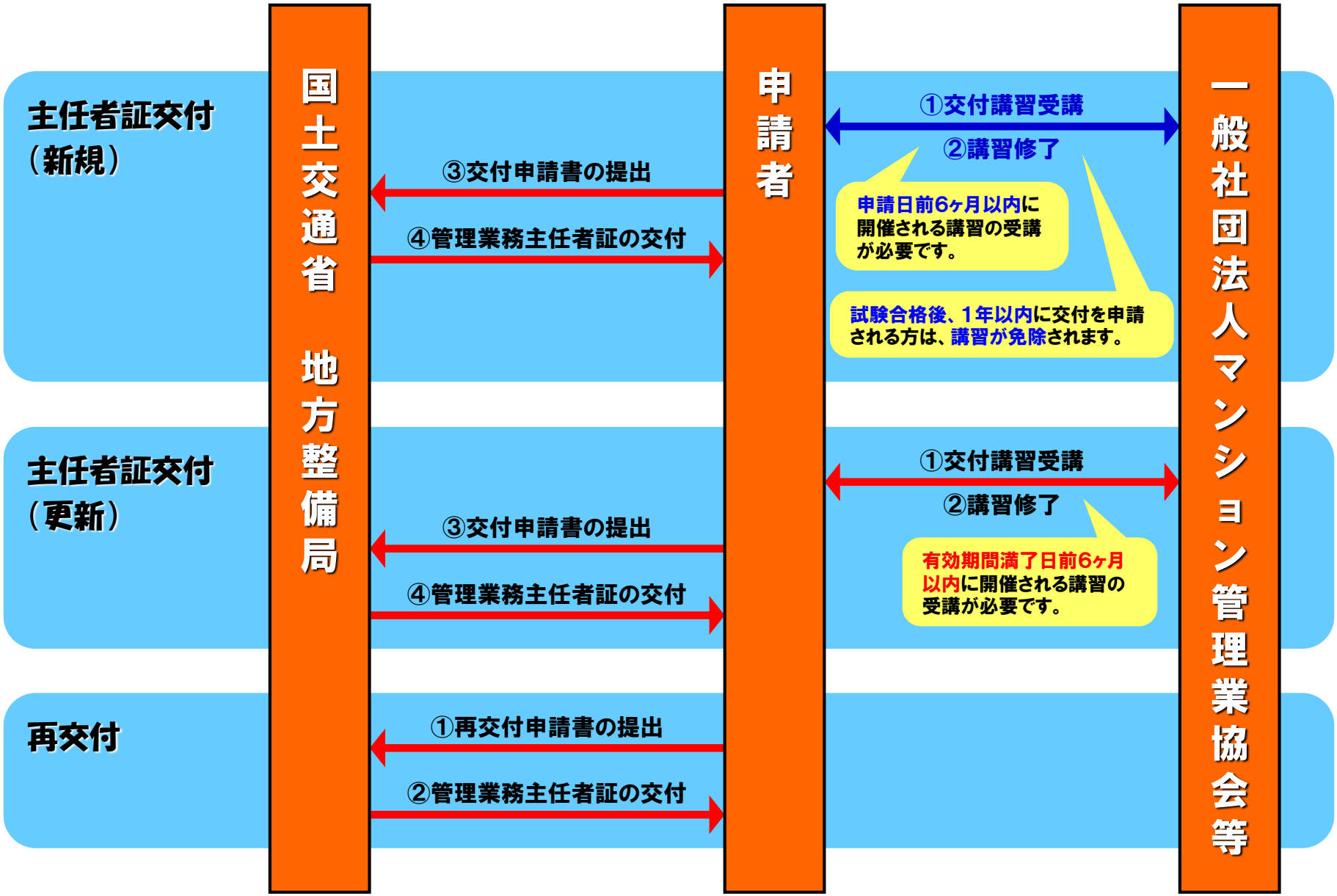

2－⑤　登録の申請

◇登録申請書および添付書類は以下のとおりです。
◇登録までの**標準処理期間は３０日**となっています。

提　出　書　類　等		様　式
登録申請書		施行規則別記様式第１７号　第一面
	顔写真（カラー　縦3cm　横2．4cm）を貼付	
	登録手数料　4，250円　収入印紙を貼付	〃　第二面
住民票		※発行日から３ヶ月以内
試験合格証明書		
登録要件に関する書類（いずれか）	登録実務講習修了証明書	
	実務経験証明書	施行規則別記様式第１８号
登記されていないことの証明書（※1）		※発行日から３ヶ月以内
身分証明書（※2）		※発行日から３ヶ月以内
誓約書		施行規則別記様式第１９号

※１　証明事項
・成年被後見人、被保佐人とする記録がないこと

※２　証明事項
・禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと
・後見の登記の通知を受けていないこと
・破産宣告又は破産宣告手続開始決定の通知を受けていないこと

2－⑥ 変更の届出

◇変更届出書および添付書類は以下のとおりです。
◇再交付までの**標準処理期間は３０日**となっています。

提出書類等 ＼ 項目			変更事項						
			既に主任者証の交付を受けている方				交付を受けていない方		
			氏名	住所 電話番号	本籍	業務の 従事先	氏名	住所 電話番号	本籍
登録事項変更届出書		施行規則別記様式第２４号 第一面	○	○	○	○	○	○	○
交付手数料　2，300円 収入印紙を貼付		施行規則別記様式第２４号 第二面	○						
住民票（※1）		※発行日から３ヶ月以内		○				○	
戸籍抄本		※発行日から３ヶ月以内	○		○		○		○
顔写真	・カラー　縦3cm　横2．4cm ・裏面に氏名及び撮影年月日を記載 ・キズ防止のため小封筒等に封入	※撮影日から６ヶ月以内	○						
管理業務主任者証			○						
返信用封筒	・長形3号 ・460円分の切手を貼付 （※R6.10.1から新料金となるため） ・返信先の住所・氏名等を記載		○						

※１　変更届出を行わず２度以上転居している方で、取得した住民票に全ての住所履歴が記載されない場合、住民票のほか、戸籍の附票又は住民票の除票を添付して下さい。

2－⑦　管理業務主任者証交付（新規・更新・再交付）の申請

◇交付申請書および添付書類は以下のとおりです。
◇交付までの**標準処理期間は３０日**となっています。

提出書類等 ＼ 項　目			新規交付	更新交付	再交付
交付申請書	顔写真（カラー　縦3cm　横2．4cm）を貼付 交付手数料　2，300円　収入印紙を貼付	施行規則別記様式　第２１号	○	○	
再交付申請書	交付手数料　2，300円　収入印紙を貼付	〃　第２５号			○
交付講習修了証明書			○ ※１　※２	○ ※３	
顔写真	・カラー　縦3cm　横2．4cm ・裏面に氏名及び撮影年月日を記載 ・キズ、紛失防止のため小封筒等に封入	※撮影日から６ヶ月以内	○	○	○
登録通知書（はがき）			○		
管理業務主任者証				主任者証 又はその写し	
返信用封筒	・長形3号 ・460円分の切手を貼付 （※R6.10.1から新料金となるため） ・返信先の住所・氏名等を記載		○	○	○

※１　試験合格後１年以内に交付申請される場合は不要です。
※２　申請日前６ヶ月以内のもの。
※３　有効期間満了前６ヶ月以内のもの。

2－⑧　管理業務主任者証の返納

記載事項に変更があった場合

◇変更届出書に管理業務主任者証を添えて提出しなければなりません。（法第６２条第２項）

有効期間満了により効力を失った場合

◇速やかに管理業務主任者証を国土交通大臣（所管する地方整備局）に返納しなければなりません。（法第６０条第４項）

亡失等により再交付を受けた後に発見した場合

◇亡失等により再交付を受けた後において、亡失した管理業務主任者証を発見したときは、速やかに、発見した管理業務主任者証を国土交通大臣（所管する地方整備局）に返納しなければなりません。（施行規則第７７条第４項）

管理業務主任者証の返納先（中国5県在住の方）

管理業務主任者証の返納は以下へお願いいたします。（郵送可）

〒730-0013　広島県広島市中区八丁堀2－15
国土交通省　中国地方整備局
建政部　建設産業課　マンション管理業担当者　宛て
〔TEL〕082－221－9231（代表）

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課

〒730-0013
広島県広島市中区八丁堀2－15
〔TEL〕082－221－9231（代表）
〔FAX〕082－511－6189

〔中国地方整備局HP〕
https://www.cgr.mlit.go.jp/

国土交通省